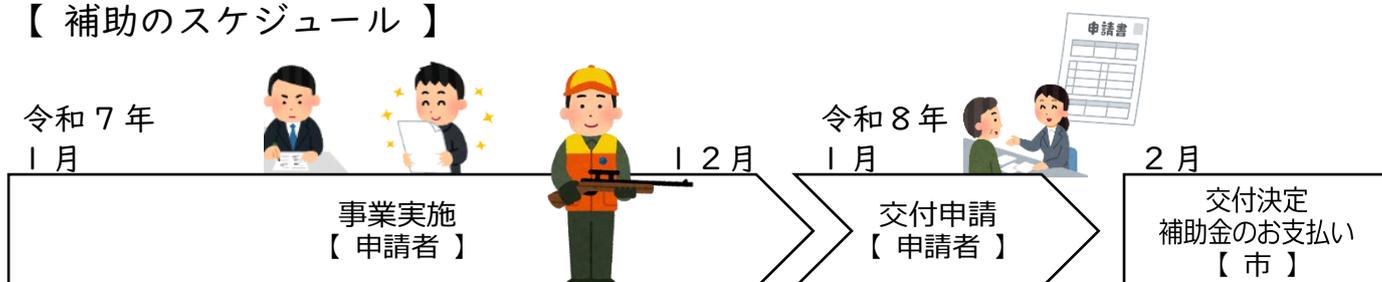


# 鶴岡市狩猟免許取得支援事業補助金

鳥獣による農作物被害の減少及び人身被害の防止を図るため、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許及び銃砲所持の許可等に要する経費へ支援します。

| 区 分     | 内 容   |
|---------|---|
| 対 象 者   | 次のいずれにも該当する方<br><input type="checkbox"/> 狩猟免許を取得した方又は銃砲所持の許可を取得した方<br><input type="checkbox"/> 鶴岡市鳥獣被害対策実施隊として有害鳥獣捕獲に従事しようとする方<br><input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方<br><input type="checkbox"/> 納期限が到来した市税を完納している方  |
| 補 助 要 件 | ・令和8年1月31日までに交付申請すること。<br>・交付申請から3年間以内に、猟友会へ加入すること。(入会の報告がなかった場合は補助金の返還が生じます。)  |
| 補 助 率   | 2分の1以内(上限95,900円)<br>※各区分の補助金額の上限は裏面の別表のとおり   |
| 対 象 経 費 | 令和7年1月1日から同年12月31日までに狩猟免許の取得又は銃砲所持の許可等に要した経費 ※詳細は裏面の別表のとおり  |
| 申 請 方 法 | 次の書類を提出してください。<br><input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第1号～第3号)<br><input type="checkbox"/> 市税納付状況の照会に係る届出又は納税証明書<br><input type="checkbox"/> 猟友会に入会することを証する書類又は猟友会へ入会したことを証する書類<br><input type="checkbox"/> 取得した狩猟免許の写し又は銃砲所持許可の写し<br><input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し } ※詳細は裏面の別表のとおり |
| そ の 他   | ・すべての申請者の補助金を合計した額が予算を上回る場合、予算に応じて補助金額を案分します。<br>・補助金の交付を受けられるのは、補助対象経費の項目ごとに一度限りです。  |

## 【 補助のスケジュール 】



## お問合せ及び交付申請書の提出はこちら

|            |              |           |              |
|------------|--------------|-----------|--------------|
| 鶴岡市農山漁村振興課 | 0235-35-1298 | 櫛引庁舎産業建設課 | 0235-57-2114 |
| 藤島庁舎産業建設課  | 0235-64-5809 | 朝日庁舎産業建設課 | 0235-53-2118 |
| 羽黒庁舎産業建設課  | 0235-26-8779 | 温海庁舎産業建設課 | 0235-43-4616 |

## 【別表】

| 区分                 | 補助対象経費  | 交付申請書の添付書類                                | 補助金額の上限  |
|--------------------|---|---|----------|
| 1 第一種銃猟免許の取得に係る経費  | (1) 狩猟免許取得初心者講習会の受講料<br>(2) 狩猟免許試験の受験申請料<br>(3) (2)の申請に必要な書類(診断書及び証明写真)   | ・狩猟免許状の写し<br>・領収書の写し<br>・その他市長が必要と認める書類   | 6,600 円  |
| 2 わな猟免許の取得に係る経費    | (1) 狩猟免許取得初心者講習会の受講料<br>(2) 狩猟免許試験の受験申請料<br>(3) (2)の申請に必要な書類(診断書及び証明写真)   |   | 6,600 円  |
| 3 銃砲所持の許可及び保管に係る経費 | (1) 猟銃等初心者講習会の受講料<br>(2) 教習資格認定の申請料<br>(3) (2)の申請に必要な書類(診断書、住民票、身分証明書及び証明写真)<br>(4) 猟銃用火薬類譲受許可の申請料<br>(5) 射撃講習の受講料<br>(6) 弾の譲受に要する経費(弾代)<br>(7) 銃砲所持許可の申請料<br>(8) (7)の申請に必要な書類(診断書、住民票、身分証明書及び証明写真)<br>(9) 銃及び弾の保管庫、消耗品(銃カバー、スリング及び弾帯ベルト) | ・銃砲所持許可証の写し<br>・領収書の写し<br>・その他市長が必要と認める書類 | 82,700 円 |
| 4 猟友会の入会に係る経費      | (1) 大日本猟友会費<br>(2) 山形県猟友会費<br>(3) 山形県猟友会支部会費及び分会費   |   |          |

※補助対象経費が区分3の経費のみである場合は、狩猟免許状の写しも提出すること。ただし、狩猟免許の取得が次年度以降となる場合は、取得後速やかに提出すること。